823
370
8

文化二乙丑年

館守日記

正月

二月

館守

大浦參左エ門

605

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

文化二乙丑年

毎日記

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

外務省引継本

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

相勤候ニ付此段差上之

一 裁判記録之儀重而可差出候

六月八日

一 東萊府より飛船を以日本人漂着之由申来

右之趣承届候

但右漂船被乗候船之上乗船之乗候節

右之者漂民乗候船乗候由届候中 候

右之

一 例年之通今日漂民被差渡候ニ付右差渡候

対州より出来候付 三判を以差上候

一 右之者共へ対州ゟ被差渡候

之者共 右之者 右被差渡候

之通申 右之者 右被相渡候

右之

一 今日漂民被差渡候付右差渡候

右漂民之者共被差渡候

右者共大坂表被相渡 差上候

御座候

但裁判所会出て歩初ニと共出ニ而ニ出張
扨ニ裁ハ出様風ニ而ニ出ニ先ニ扨之
〃 庭子三十四日水川三面浩摩半田出張来上ニ
至ル
〃 奉天書記中座拝張ニ出ニ
講堂文中役
庭子三十四日出張
古井吉治
右ハ競中渡ニ而中様ニ才祝ニ成ニ奉天
祝ニ出渡

但出様ニ出張ニ而体中同様中ニ而
競中才右ハ但ニ成ニ十五日中ニ成ニ
祝ニ成ハ別張ニ出来且様ニ而祝ニ成ニ出来ル
先ニ扨之
〃 右出張ニ而直ニ渡対ニ初ニ才ニ成ニ此ニ出様
中渡
但明場用ニ成ニ官様ニ出ニ
〃 奉天ニ而同し
仲ニ成将

[illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

同六日

〃 [illegible]

同七日

〃 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

正月八日

一 以酊庵長老年始之為祝儀使僧被差越候付
而館守迄被申越候ニ付、今朝出船ニ而差遣ス
所御判紙之上差下、三五郎罷在候ニ而相渡候
出仕之者不残出勤、口上承之、使僧へ茶菓差出候
館守ゟ茂返礼使差遣候

一 右使者ゟ船中迄送り出船也

一 年始為祝儀朝茶之事

一 渡海之者共江本日御祝之事

一 出勤之上右両人ゟ申聞候事

一 酒肴被下之事

一 右東萊ゟ返書到来、別来之者共ゟ出船之段
唐坊ゟ申出候

同九日

一 初市今日之事
但、是迄ハ八日ニ今日之初市ニ候処、今日ゟ今年ハ
北京之唐坊中ゟ二月九日之通ニ候之

同十日

〃 別田御用ニ云々
同十一日
〃 別田御用ニ云々
同十二日
〃 別田御用ニ云々
同十三日
〃 別田数天ニ云列官卿同事ニ茅ヶ崎ニ
ニ此巻ニ茅ヶ崎ニ先行官候令ニ云々
南村候別田ニ十才ニ候別田ニ如書

逆刑ニ出来也
同十四日
〃 別田御用ニ云々
同十五日
〃 南日御用ニ在明ニ在明ニ伴申先町役出仕
ヶ崎ニ出席ニ出来也
同十六日
〃 別田御用ニ云々
同十七日

〃 [illegible]

二月十八日

〃 [illegible]

同十九日

〃 [illegible]

覺

一 今般

國喪 曾祖母王正月十二日升遐成服 六月

公除二十七日因山五朔喪服十三朔

乙丑正月十九日

訓導 [illegible]

別差 敬天 玄判官

玄判官

館司 八尊公

〃 [illegible]

国立国会図書館 タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

二日雪請方一日吉留人出雪生瞻
侍中江之衣相觴人以上
古稽目記
仁信樹花後
〃 長沢之所望之故鮮里王曾祖母
遊去之浜南部本中人位之諸私乘
二日雪請方一日吉留人召後中郎之
西之江之衣相觴人以上
一代良

佐木瑞麿後
二月廿日
〃 別田西村之云之
同廿日
〃 今申本朝花上之江之雪私武被出見
浜之私之人本中之云之浦今之所力代雲
私豊村雪私之記吉人仕御家雪私之記
孫八武被私之中力利私之家浜之云之樹月
石田本屋門之云之屋之云之浜之云之

一

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

寄合

仁位求馬
樋口[illegible]
田嶋監物
杉村大蔵

大浦兵左衛門殿

一 津村数馬義先般被成之候ニ付年寄
役 田代七右衛門被召出之候ニ付同役
中合中米出来候様仕中[illegible]之候
相達候得共猶又[illegible]

一 東萊府使義ハ大凡八ヶ年
出仕之候ニ付猶又相立ニ付朝鮮
屋敷ニ罷在候ニ付ニ付[illegible]
[illegible]之候得共猶又[illegible]
不弁義[illegible]候得共[illegible]
不ニ付三人罷出候て相立候ニ付
ニ収世ニ[illegible]出来候様
御[illegible]候ニ付[illegible]
木幡[illegible]御[illegible]

是迄之家之間ハ雖有湖手之長之一時ニ
御改之間ハ雖義也者ハ事姑事
下之之事ハ御也事中ハ常御申也
御司申之言ハ雖事之所持合ハ之先
尚命令之用之義作事之儀
事御改之言之ハ此ニ給ハ御決
之間ハ之之御司之義之名源一時ニ
殿到之改之間ハ之間ハ為雖義之事ハ
御改之御言提度之之事而之

御之家尚又動ハ辨之之是迄
殿到之御用以義而論之以言此旨
雖申之御事之故之御事之生彼
侍申之之名御解ハ以上
三月廿日　雖也
仁徳楊氏令受
佐米瑞麻受
布米米是迄之
蓮楊麻
蓮就紋
之麻ハ之事可申

一
米

一 唐衣 並紗綾紫之袷 紗桟留紫ニ而も不苦

一 裏付之麻裳 並絹 綸子布ニ而も不苦

一 上下之重 並紫羅 織物ニ而も不苦 紗黄紫ニ而も不苦 絹紫ニ而も不苦

一 裏襟 川越平 袴用平

一 毛織 縮緬 紗綾 紗綾 生絹紋絹ニ而も重縫子紗綾之袷 外繻子ニ而も 郡内 桟文

一 帷子 越後縮 麻布紫ニ而も不苦 羅ニ而も不苦 布ニ而も不苦

一 裏付織 縮緬 絽

一 襦袢 桟留紫ニ而も不苦 並縫子紫 琥珀 縮緬 今織 今ニ京長襦

右之通ニ而大小姓

一 上木 布木目印 並裏紙 紙木之結
池掛筒 紙木目印

一 重木 木 右同印
藤子布 並追上通

一 裏木之扇袋 並紙
紙木 紙目印

一 上木之重 並筆屋 [illegible]

一 裏袴 紙 紙 [illegible]
[illegible]

一 冬羽織 紙 [illegible] 紙 [illegible]
[illegible]

一 帷子 [illegible]
布目印

一 裏羽織 紙 [illegible]
掛筒 紙 [illegible]

一 [illegible] [illegible]

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

右衛門[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

覽

一令般

國喪　曾祖母主正月十二日外遞成服六日
公除二十七日因山五朔喪服十三朔

乙丑正月十九日

訓導　陽元
玄判官

別差敬天
玄判官

館司導公

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

[illegible]

覺

一 令般

國恤

令上曽祖母前也雖然聖主幼冲時為政

事補佑故丁丑年大妃例為事

乙丑正月二十六日

訓道陽元 玄判官

吉松善右衛門

別差敬天 玄判官

小田松次郎 僉公

[illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

[illegible]

覺

一 今般我國因國喪自
貴國依例弔慰使速〻出來通報本列
事伏望事
乙丑正月二十八日
訓道 陽元
別差 敬天 玄判官
玄判官
館司 導公
二月[illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

覺

一 講定官華彦崔同知差出事

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

乙丑正月二十九日

館司尊公

訓道陽元 玄判官

別差 敬天 玄判官

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

覚

一 成服日至公除日宴禮開市勿為挙論事

一 公除日後至卒哭日宴禮節次下舩茶禮畢罷坐宴床則入送或乾物會計事

一 進上宴則便道下來客舍釜山令監下來宴廳 進上物件捧出後客舍送便出往肅拜後禮畢罷坐宴床則排床入送或乾物

入送之事

一 卒哭後宴禮房芳節依例舉行而去妓樂我
邊則素饌送便則肉饌椰床事

乙丑正月廿九日

訓道陽元 玄判官

別差敬天 玄判官

館司尊公

二月朔日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

同二日

〃 今[illegible]

[illegible]

例之通出遣

〃 御書報為受別者之御書被召出遣

吉松吉右衛門小田松源助立入遣之廣瀬

金市右衛門出遣之座之者支本年死亡之旨

本田寺本年死出遣受右衛

〃 右報之日長法政弟出遣例之通出遣之

渡田出遣右衛門出遣

二月八日

〃 去月廿六日屏帳中者之通藤浦惣兵

報於吉松衛門出遣之通積之今朝

出帳中出之者之通積月大之保給之

報中行報出遣屏帳之面三年以上者力居成

御山家伯之出遣之者保給之

御報中渡

〃 右伯之十日之通中渡

〃 三年之居者同知講之受相役之中者之

〃 知群出王曾祖母薨去之者帝廟役之居渡方之上者

〃 歳刑云伯年出司曰出遣之者

〃 大之保給中之面三年以上者為出郭云旦薨

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

三所ニ而波浪ニ付出帆御届申上ル書付
壱紙ニ認之

二月四日

○右様見紀仁依被仰付候、然者右様見左條
修斗之当ニ召来候趣御承知ニ而候条
今般右様見去ル八日左之通相済候
右様見之事ニ上納附右様見古右衛門ニ承
之申上候事運之定之数右様之通百石之義
右様見古右衛門中渡ニ付差上置候
右衛門五右衛門差出ス

同五日

一右様見紀仁依被仰付候ニ付出分今日相済
分ケ下ケ候事以而相済ニ付差上候ニの外
差出候様右之通別紙ニ而ニ而候
中出候事

同六日

一初日御用ニ而候

同七日

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

一 別差訓導ゟ謝書一本被差出候ニ付
此方ゟ返書差遣候様申来候ニ付則遣候
草案別紙之通書翰書役長留相認差出候
小田松次郎方ゟ相渡ス、此方ゟ来ル文面之趣
出候得共任示ス文言ニ付則来状写
中ゟ兼而差出候様可申様返答ニ付右之趣
門ゟ上ル旨申越候ニ付右之書面
備置候事

二月九日

一 今日新館書出来之旨申出候ニ付
米津・諸番所書役長持遣候処
館内諸事之上返書差遣候
中渡

但今日之儀者書面中ニ記置
重而上ル之由申越
一 文書之上書面中ニ記之委細口上書
相渡

但此度別紙之通相認差出候事

823
370
8

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用